



消費生活

サポーター通信

令和3年度第2号

今月のテーマ

モノなしマルチ商法 に注意！

事例

オンラインカジノ
が儲かる！

1人入会させれば
1万円！



やってみよう！



・SNSで知り合った知人から、「オンラインカジノの会員になり、**他の人を勧誘すれば紹介料1万円が入る。簡単に儲かる**」と誘われた。

・儲かるならと思い、**登録料20万円をクレジットカードで支払い**、会員になった。

・友人を誘ったが誰も入会してくれず儲からない。解約したいが知人とは連絡がつかず、業者の連絡先もわからない。

◆マルチ商法とは？

商品やサービスの販売組織に加入し、知人等を勧誘して新たに加入させると、紹介料等の利益を得ることができるといいう仕組み。



◆モノなしマルチ商法とは？

暗号資産(仮想通貨)や海外投資など、具体的な商品がないマルチ商法。事業者の実態や儲けの仕組みがよくわからないケースが多い。

アドバイス

- ・実態がよく分からない「モノなしマルチ商法」は契約しない！
- ・友だちや知り合いから勧誘されても、きっぱりと断る。
- ・安易にクレジットカード等での高額決済や借金をしない。

「簡単に儲かる」などといった、うまい話を信じてはいけません！



5月は消費者月間

5月は消費者月間。今年のテーマは「"消費"で築く新しい日常」です。

社会にはたくさんの情報があふれていますが、その情報は正しいものばかりではありません。確かな情報を見極めトラブルを未然に防止しましょう。



「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動を控え、豊かな社会づくりのために何ができるか考えてみましょう。



消費者庁ウェブサイト
「令和3年度消費者月間」



◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎

いやや **188**



(お近くの消費生活センターにつながります)

令和3年5月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)

公式LINEできました

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」をID検索する

